関税同盟 概要

関税同盟 技術規則

“低電圧機器の安全について”

“技術装置の電磁両立性”

手続き、規格、スキーム

by Sergey Smirnov

Deputy Head

“GOST-ASIA”

VCCI 国際フォーラム 2013

関税同盟 (ロシア、ベラルーシ共和国、カザフスタン共和国) とは?

関税同盟の姿 2013:

面積 – **2,000万** km^2

人口 – **1億6,900万人**

GDP – **27億ドル**

ウェブサイト : www.tsouz.ru

なぜ関税同盟なのか?

関税同盟の主な目的

(ロシア、カザフスタン、ベラルーシ):

- 関係3ヵ国の関税領域を**創設**し、関税同盟を形成するため
- 3ヵ国内において、新経済統合を**導入**し全ての関税障壁を撤廃するため
- 関税同盟域内において、製品(商品)の自由流通を保証することが可能な状況を**創設**するため
- 関税同盟域内において、強制的適合性評価の対象となる製品(商品)の正確な輸入秩序と移動を**定義**するため
- 関税同盟加盟国間の適合性評価/認証/システムを**整合化**するため

関税同盟 技術規則

署名された**基本規約**と**規定**に基づいている:

- ベラルーシ共和国、カザフスタン共和国、およびロシアにおける統一原則と技術規則に関する**規約**(2010年11月18日)
- 関税同盟域内における強制的適合性評価の対象となる製品の流通に関する**規約**(2009年12月11日)
- 認証機関(適合性評価)および試験機関(センター)の認定の相互承認に関する**規約**(2009年12月11日)

その結果 – 将来、以下を創設するために:

- ✓ 統合された関税領域
- ✓ 市場経済ニーズに合致したニューアプローチ
- ✓ EUモデルに基づいた貿易方針の国際的実践

関税同盟 技術規則

ベラルーシ共和国、カザフスタン共和国、およびロシアにおける
統一原則と技術規則に関する**規約**

以下を前提とする

主な文書：

- 関税同盟の枠組みにおける強制的適合性評価の対象となる、**統一CU製品一覧**
- 異なる製品(商品)に対するいくつかの**CU技術規則**
- 関税同盟技術規則の要求事項に適合するための適合性評価の**代表的なスキーム**
- **CU承認書類の統一書式**(適合証明書および適合宣言書)
- 関税同盟加盟国の**統一適合マーク**(市場における流通のための表示)

など..

関税同盟 技術規則一覧

31の関税同盟技術規則が採用されており、
35の関税同盟技術規則が開発される

2012-2013年に強制化される技術規則一覧

2012年
- “梱包の安全について” **(CU TR 005/2011)**
- “花火の安全について” **(CU TR 006/2011)**
- “香料および化粧品の安全について” **(CU TR 009/2011)**

など…

2013年
- “低電圧機器の安全について” **(CU TR 004/2011)**
- “機械および機器の安全について” **(CU TR 010/2011)**
- “ガス燃料に用いられる装置の安全について” **(CU TR 016/2011)**
- “技術装置の電磁両立性について” **(CU TR 020/2011)**

など…

2013-2015年
新しい関税同盟技術規則がまもなく強制化される…

関税同盟 技術規則

CU TR 004/2011 “低電圧機器の安全について”

- CU委員会決定 No.768により、2012年7月1日施行として承認された
- CU委員会決定 No.884により、2013年2月15日まで施行が延期された
- ユーラシア経済委員会(EEC)決定 No.247, 292により、いくつかの改訂が実施された:
  - このCU技術規則の施行前に各国認証の対象外であった製品は、2013年11月15日以降は強制的適合性評価が要求される
  - それに伴い、製品の適合性評価、試験方法、測定方法に関する規格の新しい一覧が改訂された

関税同盟 技術規則

CU TR 020/2011 “技術装置の電磁両立性について”

- CU委員会決定 No.879により、2013年2月15日施行として承認された
- ユーラシア経済委員会(EEC)決定 No.252により、以下が実施された:
  - このCU技術規則の施行前に各国認証の対象外であった製品は、2013年11月15日以降は強制的適合性評価が要求される
- ユーラシア経済委員会理事会(EEC)決定 No.15により、以下が実施された:
  - 製品の適合性評価、試験方法、測定方法に関する新EMC規格の、2013～2014年における策定スケジュールが発表された

CU LVE(低電圧機器)およびEMC技術規則 (2013年2月15日)

技術規則施行の状況

CU TR 004/2011および CU TR 020/2011

- この日よりCU TR 004/2011およびCU TR 020/2011は施行され、関税同盟加盟各国により制定されていた**各国要求にとってかわる。**
- 既存の各国規制のもとで適合承認の対象製品に発行された、CU加盟各国の法律、またはCU適合強制法令の強制的な要求事項を制定する適合承認文書(証明書および宣言書)は、その有効期限まで、または**2015年3月15日**のいずれか早い期限まで有効である。
- CU TRの施行前に承認された製品は、**2015年3月15日**までは、施行前の規制に従い製造および上市が許可される。
- 規定の製品は、CU委員会決定 No.386に基づき、CU加盟各国の法令に従い各国適合マークを表示し続けなければならない。
  - ✓ *2013年2月15日より前 = 各国適合ロゴマーク*
  - ✓ *2013年2月15日以降 = CU統一適合ロゴマーク*
- CU技術規則の施行前にCU統一適合ロゴ(マーク)を製品に**表示すること**はできない。

CU LVE(低電圧機器)およびEMC技術規則 (2013年2月15日)

技術規則の構成

CU TR 004/2011 および CU TR 020/2011

- 第1条: 対象
- 第2条: 定義
- 第3条: 市場における流通のための規則
- 第4条: 安全要求事項/EMC要求事項
- 第5条: 表示および技術文書(ユーザー/オペレーションマニュアル)に関する要求
- 第6条: 安全/EMC要求事項への適合保証
- 第7条: 適合性評価
- 第8条: 関税同盟 統一適合マークの表示
- 第9条: 保護条項

附則…

CU LVE(低電圧機器) 技術規則 (2013年2月15日)

- **適用対象**： 公称電圧 **AC50-1000V** および **DC75-1500V** の**電気機器すべて**

- **対象外製品**：
  - 爆発性環境において使用する電気機器
  - 医療機器
  - エレベータおよび貨物用リフトの電気機器
  - 軍事用電気機器
  - 放牧用フェンスへの電力供給機器
  - 鉄道輸送、航空機、船舶で使用される電気機器
  - 原子力発電所の原子炉設備用安全システムに使用される電気機器

- **要求事項の目的**： **人の生命、健康、財産の保護**

- **CU市場に上市するためには**：
  - 電気機器がCU TRと関連規格に適合しており、その安全性が適合性評価により証明されていること
  - 市場における流通にて電気機器にCU統一マークが表示されていること

CU LVE(低電圧機器) 技術規則 (2013年2月15日)

主な安全要求事項

この技術規則で規定されているように、低電圧機器は以下の**安全要求事項**に適合していなければならない：

- 直接的および間接的な電流の影響に対し、必要な保護レベルを提供すること
- 高温、放射、その他による危険性を排除すること
- 機器の回転・非回転部分に起因する傷害への保護策を提供すること
- 物理的、科学的、生物学的要因に起因する危険に対し、必要な保護レベルを提供すること
- 絶縁保護の必要なレベルを提供すること
- 機械的および切り換え耐久性の必要なレベルを提供すること
- 気候保護の必要なレベルを提供すること
- 過負荷、偶発事故、故障による危険性に対する保護策を提供すること
- 設置段階の危険性に対する保護策を提供すること

低電圧機器は発火しないことを確実にするよう設計・製造されなければならない。

消費者に電気機器の安全な活用(使用)に関するすべての必要な情報を提供しなければならない。

CU EMC技術規則 (2013年2月15日)

➢ **適用対象**: 電磁妨害を**引き起こすことができ、**正常な機能が電磁妨害による**干渉に依存する**技術装置。

➢ **対象外製品**:
- 自律機能でない
- EMCに関して受動的
- CU技術規則の対象製品一覧に含まれていない
- CU加盟国の無線周波数スペクトルを規制していない

➢**要求事項の目的** : **人の生命、健康、財産の保護**

➢**CU市場に上市するためには** :
- 技術装置がCU技術規則と関連規格に適合しており、それが適合性評価により証明されていること
- 技術装置は、市場における流通にてCU統一マークが表示されていること

CU EMC技術規則 (2013年2月15日)

EMCに関する主な要求事項

この技術規則で規定されているように、技術装置は 以下の**EMC要求事項**に適合するよう設計・製造されなければならない :

❑ 技術装置が引き起こす電磁妨害は、他の通信装置の正常な機能を保証するレベルを超えてはならない。

❑ 技術装置は、それを使用する(使用)電磁環境において正常な機能を与えるイミュニティレベルでなければならない。

技術装置が引き起こす、または影響を受ける**電磁妨害の種類**は、以下の通り :
- 低周波電磁妨害
- 低周波放射妨害波 (例えば、磁界、電界)
- 高周波電磁妨害 (商用無線周波妨害(RFI)を含む)
- 高周波放射妨害波 (商用無線周波妨害(RFI)を含む)
- 静電気放電(ESD)

CU LVE(低電圧機器)およびEMC技術規則 (2013年2月15日)

CU市場における流通のための規則

- 電気機器は、当該機器に適用する技術規則やその他の技術規則に適合するとき、上市して、稼働することができる。
- 技術規則への適合を証明する前に、電気機器に適合マークを表示してはならず、上市したり、稼働したりすることはできない。
- CU統一適合マークのない電気機器の上市はできない。

CU LVE(低電圧機器)およびEMC技術規則 (2013年2月15日)

表示に対する要求事項

電気機器は、以下の情報を備えていること：

- 機器名および記号 (型式, 商標, モデル)
- 製品に関する主なパラメータと特性
- 製造業者の名前または商標
- 生産国 (製品上とユーザマニュアルに)
- CU統一適合マーク

以上の情報は、すべて製品に書き入れ、付属の技術文書(取扱説明書/ユーザマニュアル)に明記すること。

製品および外装箱に対する強制的な表示要求事項：製造業者の名前および、または商標、機器名および記号（型式, 商標, モデル）。

CU LVE(低電圧機器)およびEMC技術規則 (2013年2月15日)

技術文書に対する要求事項
(取扱説明書またはユーザマニュアル)

技術文書(取扱説明書またはユーザマニュアル)に以下を含めること :

- 表示に関する情報
- 使用に関する情報 (使用法)
- 特性とパラメータ
- 安全な使い方の規則と条件
- 設置、保管、運搬の規則と条件
- 修理方法に関する情報
- 製造業者の名前、所在地、連絡方法
- 技術装置の製造年月とその見分け方

技術文書は、すべてロシア語および (必要であれば)他のCU加盟国の**言語**であること。

技術文書は、すべてハードコピーであること。

CU LVE(低電圧機器)およびEMC技術規則 (2013年2月15日)

安全/EMC要求事項に適合することを確実にすること :

- 技術規則(LVEとEMC)の要求事項に対する電気機器の**適合遵守**は、技術規則の安全要求事項またはEMC要求事項を直接実行するか、適用規格(CU TR LVEおよびCU TR EMCに添付されている)の要求事項を実行することにより、確実にされる。
- 電気機器の**評価(試験)方法、測定方法**は、適用規格の一覧(CU TR LVEおよびCU TR EMCに添付されている)に含まれる規格で規定されている。

CU LVE(低電圧機器)およびEMC技術規則 (2013年2月15日)

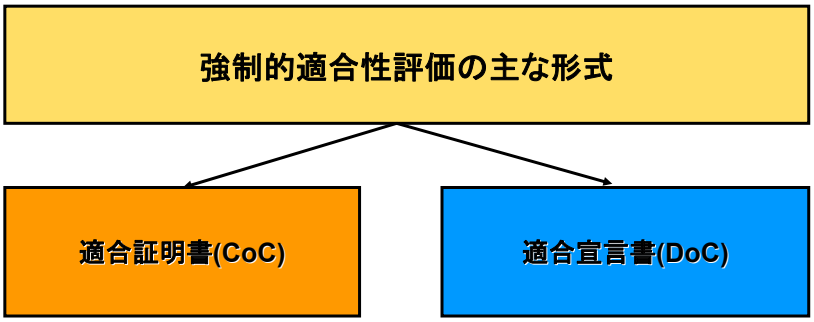

- ✓ 上市する前に、電気機器は、CU TR 004/2011の安全要求事項および、またはCU TR 020/2011のEMC要求事項に従って、適合性評価を**受けること**。
- ✓ 電気機器の適合性評価は、CUで適用する**代表的な評価スキーム**に従って行うこと。
- ✓ 強制認証を必要とする製品一覧(CU TR 004/2011およびCU TR 020/2011に添付されている)に**含まれる**電気機器は、**強制認証**の対象になる。
- ✓ 強制認証を必要とする製品一覧(CU TR 004/2011およびCU TR 020/2011に添付されている)に**含まれない**電気機器は、**強制的適合宣言**の対象になる。

CU LVE(低電圧機器)およびEMC技術規則 (2013年2月15日)

強制認証を必要とする製品一覧：

1. 調理器具を含む家庭用品用電気機器および電気器具、洗浄機器、気象機器、医療、暖房、マッサージ、スポーツ活動機器、オーディオビデオ、縫製、園芸用機器、電動ポンプ、照明、その他
2. パーソナルコンピュータ
3. パーソナルコンピュータに付属またはともに使用される低電圧機器(LVE)
4. 電気で動く機器(工具、ポータブル、電動)
5. 電子楽器
6. ケーブル、電線、コード
7. ブレーカー、遮断保護装置
8. 配電用機器
9. 電気工場の管理用電気機器

注記 : CU TR 004/2011については1-9項 / CU TR 020/2011については1-5項

CU LVE(低電圧機器)およびEMC技術規則 (2013年2月15日)

規制および規格の違い:

国 / 規制	ロシア	カザフスタン	ベラルーシ	CU
規制および規則	ロシア規制	カザフスタン規制	ベラルーシ規制	*CU規制に整合*
製品評価の規格	ロシア規格	カザフスタン規格	ベラルーシ規格	*ロシア + カザフスタン + ベラルーシ + 各国間規格*
試験方法 測定方法	ロシア規格	カザフスタン規格	ベラルーシ規格	*ロシア + カザフスタン + ベラルーシ + 各国間規格*

CU LVE(低電圧機器)およびEMC技術規則 (2013年2月15日)

CU規約と適用規格の階層：

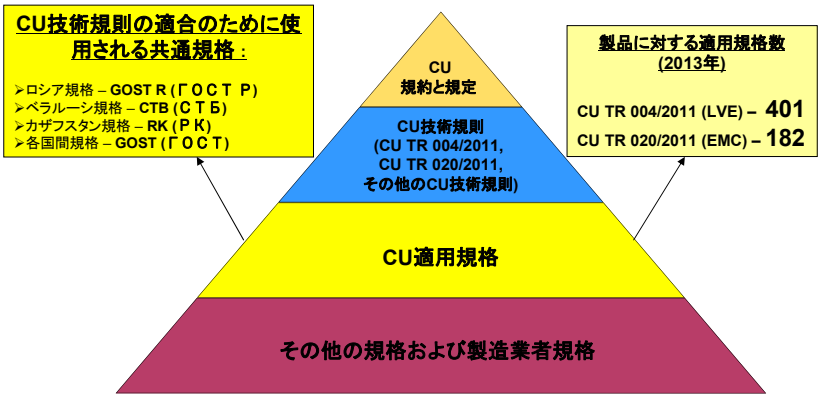

CUの計画：CUの適合性評価には、さらに統一各国間規格だけを実施すること!

IT 機器認証に対する CU 強制要求事項

例：LCD モニター、AC アダプタ

要求試験	CU 共通規格	国際規格
安全要求事項 (CU TR 004/2011)	GOST IEC 60950-1-2011 または GOST R IEC 60950-1-2009	IEC 60950-1-2005
EMC 要求事項 (CU TR 020/2011)	GOST R 51318.22-2006 GOST 30805.24-2002 GOST R 51317.3.2-2006 GOST R 51317.3.3-2008	CISPR 22:2006 CISPR 24:97 IEC 61000-3-2-2005 IEC 61000-3-3-2005

AV/TV 機器認証に対する CU 強制要求事項

例：カラーテレビ受像機

要求試験	CU 共通規格	国際規格
安全要求事項 (CU TR 004/2011)	GOST IEC 60065-2011 または GOST R IEC 60065-2009 または CTB IEC 60065-2004, A1:2008	IEC 60065-2005 IEC 60065-2005 IEC 60065-2001, A1:2002
EMC 要求事項 (CU TR 020/2011)	GOST R 51318.13-2006 CTB EN 55020-2005 GOST R 51317.3.2-2006 GOST R 51317.3.3-2008	CISPR 13:2006 EN 55020:2002 IEC 61000-3-2-2005 IEC 61000-3-3-2005

家電製品認証に対する CU 強制要求事項

例：電気カミソリ

要求試験	CU 共通規格	国際規格
安全要求事項 (CU TR 004/2011)	GOST IEC 60335-2-8-2012 または GOST R 52161.2.8-2005 または CTB IEC 60335-2-8-2006	IEC 60335-2-8:2002 IEC 60335-2-8:2002 IEC 60335-2-8:2002
EMC 要求事項 (CU TR 020/2011)	GOST R 51318.14.1- 2006 GOST R 51318.14.2-2006 GOST R 51317.3.2-2006 GOST R 51317.3.3-2008	CISPR 14-1:2005 CISPR 14-2:2001 IEC 61000-3-2-2005 IEC 61000-3-3-2005

CU LVE(低電圧機器)およびEMC技術規則 (2013年2月15日)

強制的適合認証
CUにて使用する一般スキーム

強制認証の対象となる電気機器

製造業者が申請者の場合 / 製造業者と輸入業者が申請者の場合 / 製造業者と輸入業者が申請者の場合

認証スキームNo.	*1c (量産品)*	*3c (バッチ)*	*4c (単品)*
申請書と書類	+	+	+
製品試験 (認定試験機関)	+	+	+
工場検査 (または QMS 認証)	+		
年次フォローアップ検査	+		
適合証明書の有効期間	5年まで	期限なし	期限なし

CU LVE(低電圧機器)およびEMC技術規則 (2013年2月15日)

強制的適合宣言書
CUにて使用する一般スキーム

申請者は製品に認証取得も可能

強制宣言書の対象となる電気機器
(CU技術規則の認証一覧に含まれるものは除く)

	CU内の製造業者	輸入業者	CU内の製造業者	輸入業者	CU内の製造業者
宣言スキームNo.	*1d (量産品)*	*2d (バッチ)*	*3d (量産品)*	*4d (バッチ)*	*6d (量産品)*
申請者による自己試験	+	+			
サードパーティによる試験 (認定試験機関)			+	+	+
生産現場での自己管理	+		+		+
QMS認証					+
宣言準備	+	+	+	+	+
適合宣言書の有効期間	5年まで	期限なし	5年まで	期限なし	5年まで

CU LVE(低電圧機器)およびEMC技術規則 (2013年2月15日)

適合マークの要求事項:

- CU技術規則の要求事項を受けて、承認された電気機器には統一適合マークを**表示すること**(市場における流通のための表示)
- CU市場で販売する**前に**、CU市場の統一適合マークを製品に表示すること
- 統一適合マークは:
  - 使用している間、**個々の電気機器**(製品)に**付けること**
  - 製品に添付されている**書類**に**記入されていること**
  - **梱包**に付けること(製品に取り付けることができない場合)

統一適合マークの型

EAC

EAC = ユーラシア適合

CU LVE(低電圧機器)およびEMC技術規則 (2013年2月15日)

統一マーク手続き

“低電圧機器の安全について”のCU技術規則 (CU TR 004/2011)	“技術装置のEMCについて”のCU技術規則 (CU TR 020/2011)	他の適用可能なCU技術規則 … “機械および機器の安全について”のCU技術規則 (CU TR 010/2011)

EAC

電気機器に適用される**全ての**関税同盟技術規則に適合する電気機器は、CU統一適合マークを付けることができる!

旧認証システムと新CUの違い

国/要求事項	ロシア	カザフスタン	ベラルーシ	CU
ロゴマーク				EAC
ラベルとOMに使用されている言語	ロシア語	カザフスタン語	ベラルーシ語	3カ国全てに輸出する場合、3カ国語全て
技術文書(OM様式)	ハードコピーまたはソフトコピーで文書化			ハードコピー**および**ソフトコピーで文書化

CU LVE(低電圧機器)およびEMC技術規則 (2013年2月15日)

CU承認文書の書式

CU適合証明書

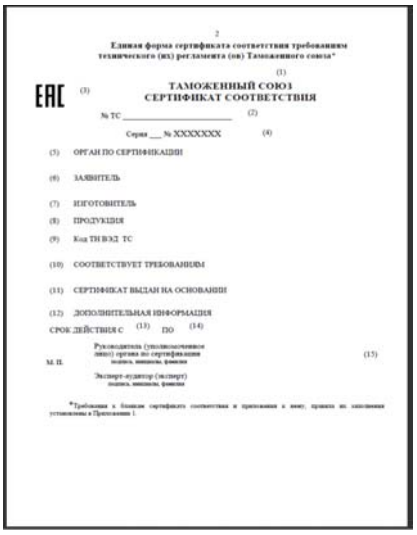

Единая форма сертификата соответствия требованиям технического (их) регламента (ов) Таможенного союза*

(1)

EAC (3) ТАМОЖЕННЫЙ СОЮЗ
СЕРТИФИКАТ СООТВЕТСТВИЯ

№ ТС _____ (2)

Серия ___ № XXXXXXX (4)

(5) ОРГАН ПО СЕРТИФИКАЦИИ

(6) ЗАЯВИТЕЛЬ

(7) ИЗГОТОВИТЕЛЬ

(8) ПРОДУКЦИЯ

(9) Код ТН ВЭД ТС

(10) СООТВЕТСТВУЕТ ТРЕБОВАНИЯМ

(11) СЕРТИФИКАТ ВЫДАН НА ОСНОВАНИИ

(12) ДОПОЛНИТЕЛЬНАЯ ИНФОРМАЦИЯ

СРОК ДЕЙСТВИЯ С (13) ПО (14)

М. П. Руководитель (уполномоченное лицо) органа по сертификации подпись, инициалы, фамилия (15)

Эксперт-аудитор (эксперт) подпись, инициалы, фамилия

*Требования к бланкам сертификата соответствия и приложения к нему, правила их заполнения установлены в Приложении 1.

CU 適合宣言書

Единая форма декларации о соответствии требованиям технического (их) регламента (ов) Таможенного союза **

1

EAC ТАМОЖЕННЫЙ СОЮЗ
ДЕКЛАРАЦИЯ О СООТВЕТСТВИИ

Декларант,

в лице (2)

заявляет, что (3)

соответствует требованиям (4)

Декларация о соответствии принята на основании (5)

Дополнительная информация (6)

Декларация о соответствии действительна с даты регистрации по (7)

Сведения о регистрации декларации о соответствии:

подпись _____ инициалы, фамилия руководителя организации (уполномоченного на это лица или индивидуального предпринимателя) (10)

м.п.

Регистрационный номер декларации о соответствии № ТС (8)

Дата регистрации декларации о соответствии (9)

**Требования к оформлению декларации о соответствии и правила ее заполнения установлены в Приложении 2

CU LVE(低電圧機器)およびEMC技術規則に関してのCUからの追加ニュース(2013年2月15日)

2013年2-3月:

- ✓ LVEの適合性評価手続き
- ✓ LVEの試験手続き
- ✓ LVEの製品評価手続き (工場で製造された製品の評価)
- ✓ 試験機関の間でのLVE試験の編成および管理に関する手続き(CU TR 004/2011)

2013年3月:

- ✓ CU TR004/2011およびCU TR 020/2011の使用方法の勧告
- ✓ 上記2つのCU TRの要求事項の説明を公表する手続き

2013-2014年以降:

- ✓ 認証機関および試験機関の認定
- ✓ 市場において国家統制(監視)のための認証機関の識別と創設
- ✓ 製品評価の各国間適用規格一覧とCU TR 020/2011の試験方法、測定方法の適用規格一覧
- ✓ 各国間規格一覧の年次改訂

IRSC02180

GOST-ASIA経由でのCU適合証明書(COC)および適合宣言書(DOC)の入手

関税同盟の適合証明書を得るために必要となる共通の書類:

- ▪ 申請書
- ▪ 技術ファイル:
- ✓ CU規格に対する宣言書
- ✓ 同一性宣言書
- ✓ 取扱説明書(ユーザマニュアル)
- ✓ 危険部品リストおよび回路図
- ✓ 製品ラベル(EAC マーク含む)
- ✓ 工場監査報告書(CIG 様式)
- ✓ 入手可能なら品質管理認証 (ISO 9000 シリーズ)
- ▪ 試験報告書
- ▪バッチを適用した場合の輸送契約書のコピー

その他の文書…

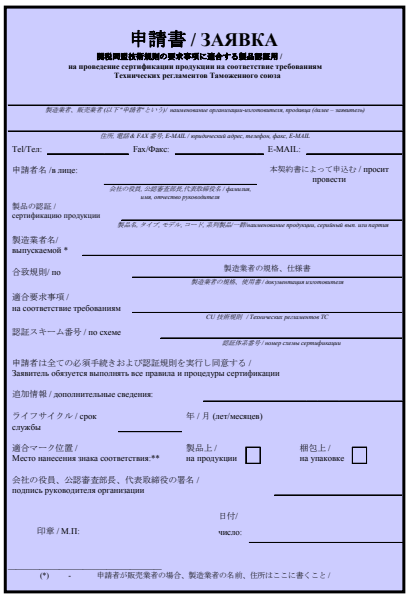

申請書 / ЗАЯВКА

関税同盟技術規則の要求事項に適合する製品認証用 /
на проведение сертификации продукции на соответствие требованиям Технических регламентов Таможенного союза

製造業者、販売業者(以下"申請者"という)/ наименование организации-изготовителя, продавца (далее – заявитель)

住所, 電話& FAX 番号, E-MAIL / юридический адрес, телефон, факс, E-MAIL

Tel/Тел: Fax/Факс: E-MAIL:

申請者名 /в лице: 本契約書によって申込む / просит провести

会社の役員, 公認審査部長, 代表取締役名 / фамилия, имя, отчество руководителя

製品の認証 / сертификацию продукции

製品名, タイプ, モデル, コード, 系列製品一群/наименование продукции, серийный вып. или партия

製造業者名/ выпускаемой *

合致規則/ по 製造業者の規格、仕様書 / документация изготовителя

適合要求事項 / на соответствие требованиям CU 技術規則 / Технических регламентов TC

認証スキーム番号 / по схеме 認証体系番号 / номер схемы сертификации

申請者は全ての必須手続きおよび認証規則を実行し同意する /
Заявитель обязуется выполнять все правила и процедуры сертификации

追加情報 / дополнительные сведения:

ライフサイクル / срок службы 年 / 月 (лет/месяцев)

適合マーク位置 / Место нанесения знака соответствия:** 製品上 / на продукции ☐ 梱包上 / на упаковке ☐

会社の役員、公認審査部長、代表取締役の署名 / подпись руководителя организации

日付/ 印章 / М.П: число:

(*) - 申請者が販売業者の場合、製造業者の名前、住所はここに書くこと /

日本から依頼人が製品にCU認証を取得するための基本手順

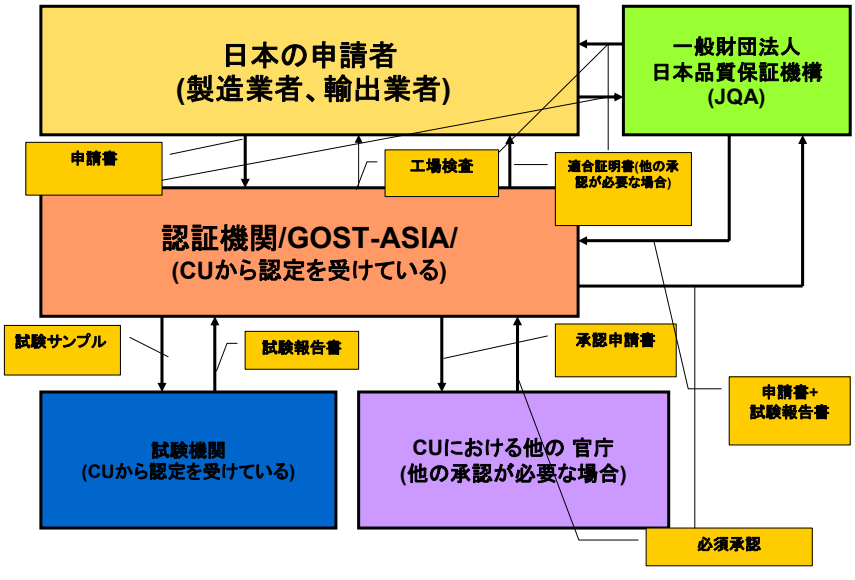

なぜGOST-ASIA?

利点と便益:

- アジアにおける多拠点オフィス
- 多国籍スタッフ
- コミュニケーションのし易さ
- リードタイムの短さ
- 経費効率の良さ
- 技術コンサルティング
- 文書の翻訳
- 規格の提供
- 複製物の権限付与

関税同盟
承認

連絡先:

GOST-ASIA グループ:

GOST-ASIA シンガポール
No.3 Science Park Drive,
#04-17 Singapore 118223
Mr. George CHERIAN
Tel: (65) 67772889, Fax: (65) 67774762
E-mail: certification@gostasia.com.sg

GOST-ASIA モスクワ
Russia, 123557, Moscow,
Electrichesky per., 3/10, office 116
Mr. Sergey SMIRNOV
Tel: (7-499) 253-01-57 Fax: (7-499) 253-01-55
E-mail: smirnov@redline.ru, gostasia@umail.ru

GOST-ASIA 台湾
5F-10, No.4, Lane 609, Sec.5, Chonggxin Rd.,
Sanchong City, Taipei County 241, Taiwan
Mrs. Irene LIANG
Tel: (886) 2-2278-2699, Fax: (886) 2-2278-9666
E-mail: irene@gostasia.com.tw

ゼネラルパートナー :

一般財団法人
日本品質保証機構(JQA)
1-21-25, Kinuta, Setagaya-ku, Tokyo 157-8573 JAPAN
Mr. Kazunobu TAKAHASHI
TEL: (81) 3-3416-0174
FAX: (81) 3-3416-0175
E-mail: takahashi-kazunobu@jqa.jp

ご静聴ありがとうございました